

令和6年(2024年)12月16日  
高校教育課学校経営支援係

## 令和7年度滋賀県立高等学校入学者選抜 配慮申請実施要領

- |       |                             |     |
|-------|-----------------------------|-----|
| [1]   | あらかじめ配慮を必要とする受検者について        | P 1 |
| [2]   | 海外帰国生徒等で配慮を必要とする受検者について     | P 2 |
| [3-1] | 検査前日(17時まで)の対応について          | P 3 |
| [3-2] | 検査当日の対応について                 | P 4 |
| [4-1] | 入学者選抜をおこなうにあたっての留意事項【高等学校用】 | P 5 |
| [4-2] | 入学者選抜をおこなうにあたっての留意事項【中学校用】  | P 6 |

# 令和7年度滋賀県立高等学校入学者選抜 配慮申請実施要領

[1] あらかじめ配慮を必要とする受検者 検査の2か月前～出願最終日（土、日、祝日を除く）  
出願変更のある場合は、その最終日まで

- 身体障害や発達障害、病気等により、中学校において日ごろから配慮している場合
- けがや骨折などにより車椅子や松葉杖等を持ち込み使用する場合や特別検査場での受検を必要とする場合（直前に判明した場合も含む）

配慮を必要とする志願者

滋賀県立高等学校入学者選抜において、受検時に必要とする配慮事項を保護者等と相談の上、中学校へ申し出る。

中学校長

配慮事項を中学校長から出願先または出願予定先の高等学校長へ電話連絡し、あらかじめ次の事項について説明する。

- ① 学力検査等にあたって措置を希望する特別な配慮
- ② ①に関わり、生徒の身体の状態、中学校で行っている配慮内容

（高等学校長）

中学校長に対して、入学者選抜において希望する配慮について確認するとともに必要な説明根拠資料の準備を求める。

必要に応じて中学校長からの相談事項について高校教育課と情報を共有する。

（中学校長）

配慮事項や提出書類等について、高等学校長と確認した内容に基づき、協議書等を出願先高等学校長あて提出する。

提出書類

- 協議書
- 説明根拠資料の写し（原本証明は不要）
  - ・ 配慮を必要とする病気や障害の内容を確認するもの
  - ・ 中学校で配慮をしている内容を確認するもの  
（例）診断書、個別の教育支援計画や指導計画、健康の記録 等のうち、必要なもの
- 副申書 説明根拠資料を補足する場合に中学校長が作成するもの

高等学校長

中学校長からの協議に基づき、入学者選抜で配慮する事項について協議書を作成し、高校教育課長あて提出する。

提出書類

- 協議書
- 中学校からの提出書類の写し（原本証明は不要）

高校教育課

高等学校からの協議に基づき、入学者選抜で配慮の可否を決定する。決定後は、高等学校長あて配慮許可通知書を送付する。

（高等学校長）

中学校長へ決定した配慮の内容を報告する。

（中学校長）

志願者・保護者等へ決定した配慮の内容を報告する。

**[2] 海外帰国生徒等で配慮を必要とする受検者** 検査の2か月前～出願最終日（土、日、祝日を除く）  
出願変更のある場合は、その最終日まで

- 帰国または渡日した日から令和7年2月1日までの期間が6年以内で、海外における在学期間が帰国または渡日時からさかのぼり継続して1年以上の場合
- 必要に応じて次の事項について配慮ができることとする

① 学力検査等の問題用紙および解答用紙の漢字へのルビ振り。  
 ② 中学校で考査時間の延長を配慮している場合、学力検査等の時間の10分間延長。  
 ③ 学力検査等において、外国語と日本語の相互の翻訳を目的とした辞書2冊までの持込み。  
 （日ポ辞書とポ日辞書など。原則として英語以外の外国語に関するもの。）  
 ※この場合、中学校長は、本人・保護者等に持込む辞書の種類、国語の学力検査への辞書持込み希望の有無を確認し、別紙様式の辞書持込み申請書を添えて協議するものとする。  
 ※国語の学力検査に辞書を持ち込む場合、「漢字の読み」および「漢字の書き取り」の問題は配点外とする。この場合、国語の学力検査の点数は、漢字の出題を除き100点満点となるよう県教育委員会で配点を調整する。

**配慮を必要とする志願者**

滋賀県立高等学校入学者選抜において、受検時に必要とする配慮事項を保護者等と相談の上、中学校へ申し出る。

**提出書類** [ ○海外帰国生徒等取扱措置願  
○辞書持込み申請書（希望者のみ） ]

**中学校長**

配慮事項を中学校長から出願先または出願予定先の高等学校長へ電話連絡し、あらかじめ次の事項について説明する。

- ① 学力検査等にあたって措置を希望する特別な配慮
- ② ①に関わり、生徒の日本語の状況、中学校で行っている配慮内容

⇓

**(高等学校長)**  
 中学校長に対して、入学者選抜において希望する配慮について確認するとともに必要な説明根拠資料の準備を求める。  
 必要に応じて中学校長からの相談事項について高校教育課と情報を共有する。

⇓

**(中学校長)**  
 配慮事項や提出書類等について、高等学校長と確認した内容に基づき、協議書等を出願先高等学校長あて提出する。

**提出書類** [ ○協議書  
○海外帰国生徒等取扱措置願  
○説明根拠資料の写し（原本証明は不要）  
・学力検査等の時間の10分間延長が必要な場合、中学校で配慮をしている内容を確認するもの。  
（例）個別の教育支援計画や指導計画 等のうち、必要なもの  
○辞書持込み申請書（希望者が提出した場合のみ） ]

**高等学校長**

中学校長からの協議に基づき、入学者選抜で配慮する事項について協議書を作成し、高校教育課長あて提出する。

**提出書類** [ ○協議書  
○中学校からの提出書類の写し（原本証明は不要） ]

**高校教育課**

高等学校からの協議に基づき、入学者選抜で配慮の可否を決定する。決定後は、高等学校長あて配慮許可通知書を送付する。

**(高等学校長)**  
 中学校長へ決定した配慮の内容を報告する。

⇓

**(中学校長)**  
 志願者・保護者等へ決定した配慮の内容を報告する。

### [3-1] 検査前日 (17時まで) の対応について

- インフルエンザ等の感染症に罹患またはその疑いがある場合
- 月経随伴症状等により体調不良となった場合
- ※ インフルエンザ等に対する精神的不安を理由とする特別検査場での受検は認められません。
- ※ 前日までにインフルエンザ等の罹患が判明している場合は、罹患が判明した時点で、出願先高等学校長へ連絡するとともに、配慮申請（追検査、特別検査場での受検）を行うこと。

#### 前日 17 時までの対応

##### (1) 特別検査場での受検を希望する場合

###### 1 志願者・保護者等→中学校

- 中学校へ次のことを伝える。
  - ①受検番号、出願者氏名、出願先高等学校名
  - ②特別検査場での受検を希望する理由  
(診断された病名、体温、身体状況 等)
- 診断書がある場合は、中学校へ提出する。

###### 2 中学校長→出願先高等学校長

- 出願先高等学校長へ1で確認した内容を説明し特別検査場での受検について電話で協議する。

###### 3 出願先高等学校長→高校教育課

- 高校教育課へ2で確認した内容を説明し、特別検査場での受検について、電話で協議する。
- 高校教育課は、協議の可否を伝える。
  - 可の場合 書類の提出を求める。
  - 否の場合 否の理由を説明する。

###### 4 出願先高等学校長→中学校長 中学校→志願者・保護者等

- 中学校長へ協議の可否を伝える。
  - 可の場合 書類の提出を求める。当日の対応など必要事項を説明する。
  - 否の場合 否の理由を説明する。

###### 5 中学校長→出願先高等学校長→高校教育課

- 中学校長は「協議書、診断書の写し(原本証明不要)またはこれに代わる副申書」を出願先高等学校長へ提出する。
- 出願先高等学校長は、中学校長から提出された書類の写し(原本証明不要)に協議書を添えて、高校教育課へ提出する。
- 高校教育課は、配慮許可通知書を出願先高等学校長へ送付する。

##### (2) 追検査を希望する場合

※診断書等が必要。協議は電話ののち、書類提出

###### 1 志願者・保護者等→中学校

- 中学校へ次のことを伝える。
  - ①受検番号、出願者氏名、出願先高等学校名
  - ②追検査を希望する理由  
(診断された病名、体温、身体状況 等)
- 次の書類を準備し、中学校へ提出する。
  - 診断書、追検査受検願書(書類は中学校より)
  - ※病院未受診の場合は、速やかに受診し、医師の診断書を準備する。
  - ※診断書が準備できない場合は、体温や身体状況を中学校へ説明する。

###### 2 中学校長→出願先高等学校長

- 出願先高等学校長へ1で確認した内容を説明し、追検査での受検について電話で協議する。

###### 3 出願先高等学校長→高校教育課

- 中学校長からの協議内容に基づき、電話にて高校教育課と協議する。
- 高校教育課は、協議の可否を伝える。
  - 可の場合 書類の提出を求める。
  - 否の場合 否の理由を説明する。

###### 4 出願先高等学校長→中学校長 中学校→志願者・保護者等

- 中学校長へ協議の可否を伝える。
  - 可の場合 書類の提出を求める。当日の対応など必要事項を説明する。
  - 否の場合 否の理由を説明する。

###### 5 中学校長→出願先高等学校長→高校教育課

- 中学校長は「協議書、診断書の写し(原本証明不要)等」を出願先高等学校長へ期限までに提出する。
  - 推薦選抜、スポーツ・文化芸術推薦選抜  
→ 令和7年2月7日(金)原則午後3時まで  
一般選抜  
→ 令和7年3月7日(金)原則午後3時まで
- 出願先高等学校長は、中学校長から提出された書類の写し(原本証明不要)に協議書を添えて、高校教育課へ提出する。
- 高校教育課は、配慮許可通知書を出願先高等学校長へ送付する。

### [3-2] 検査当日の対応について

- 急な高熱やインフルエンザ等の感染症の症状またはその疑いがある場合
- 月経随伴症状等により体調不良となった場合
- 公共交通機関の事故等による遅れにより、検査に間に合わない場合  
(原則として、遅れた時間等により、特別検査場での受検か、追検査での受検かを高等学校が判断する)
- ※ インフルエンザ等に対する精神的不安を理由とする特別検査場での受検は認められません。

#### 当日の対応

##### (1) 特別検査場での受検を希望する場合

###### 1 志願者・保護者等→中学校

- 中学校へ次のことを伝える。
  - ①受検番号、出願者氏名、出願先高等学校名
  - ②特別検査場での受検を希望する理由  
(診断された病名、体温、身体状況 等)

###### 2 中学校長→出願先高等学校長→中学校長

- 中学校長は、出願先高等学校長へ1で確認した内容を説明し、特別検査場での受検について電話で協議する。
- 出願先高等学校長は、中学校長へ協議の可否を伝える。
  - 可の場合 当日の対応など必要事項を説明する。
  - 否の場合 否の理由を説明する。

###### 3 中学校→志願者・保護者等

- 2の結果を志願者・保護者等へ報告する。

##### (2) 追検査を希望する場合

※診断書等が必要。協議は電話ののち、書類提出

###### 1 志願者・保護者等→中学校

- 中学校へ次のことを伝える。
  - ①受検番号、出願者氏名、出願先高等学校名
  - ②追検査を希望する理由  
(診断された病名、体温、身体状況 等)
- 次の書類を準備し、中学校へ提出する。  
診断書、追検査受検願書(書類は中学校より)  
※病院未受診の場合は、速やかに受診し、医師の診断書を準備する。  
※診断書が準備できない場合は、体温や身体状況を中学校へ説明する。

###### 2 中学校長→出願先高等学校長

- 出願先高等学校長へ1で確認した内容を説明し、追検査での受検について電話で協議する。

###### 3 出願先高等学校長→高校教育課

- 中学校長からの協議内容に基づき、電話にて高校教育課と協議する。
- 高校教育課は、協議の可否を伝える。
  - 可の場合 書類の提出を求める。
  - 否の場合 否の理由を説明する。

###### 4 出願先高等学校長→中学校長 中学校→志願者・保護者等

- 中学校長へ協議の可否を伝える。
  - 可の場合 書類の提出を求める。当日の対応など必要事項を説明する。
  - 否の場合 否の理由を説明する。

###### 5 中学校長→出願先高等学校長→高校教育課

- 中学校長は「協議書、診断書の写し(原本証明不要)等」を出願先高等学校長へ期限までに提出する。  
推薦選抜、スポーツ・文化芸術推薦選抜  
→ 令和7年2月7日(金)原則午後3時まで  
一般選抜  
→ 令和7年3月7日(金)原則午後3時まで
- 出願先高等学校長は、中学校長から提出された書類の写し(原本証明不要)に協議書を添えて、高校教育課へ提出する。
- 高校教育課は、配慮許可通知書を出願先高等学校長へ送付する。

## 〔4-1〕 入学者選抜をおこなうにあたっての留意事項【高等学校用】

### (1) 受検会場設営について

①通常の検査場（特別配慮者、遅刻者の別室を含む）以外に、以下の特別検査場を準備すること。ただし、AとBは可能な限り分けることが望ましいが、各校の状況によっては同じでも可とする。

A 体調不良者    B インフルエンザ等罹患者

②検査場および控室の人数を35人以下とすることが望ましいが、各校の状況によって学校長が判断する。

③検査場および控室は、受検者同士の距離および監督席からの距離を1メートル程度確保すること。

④特別検査場は、受検者同士の距離および監督席からの距離を2メートル以上確保すること。

⑤面接検査場では、受検者同士の距離を1メートル程度、面接委員との距離を2メートル以上確保すること。

⑥トイレには、利用後の手洗いを促す案内紙を掲示すること。

⑦感染状況に応じ受検者が使用する校舎内適所にアルコール消毒液を設置し、希望者が利用できるようにすること。

### (2) 検査当日について

①校舎内に入る前の待ち時間および控室や更衣室において、「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えることや出来る限り密にならないようにすることについて、受検者に指示すること。

②検査場および控室は、適宜換気をおこなうこと。可能であれば、対角にある窓を常時少し開放して換気をおこなうこと。

③実技検査場および更衣室は、状況を見て、必要であれば換気をおこなうこと。

④トイレ内は常時換気をおこなうこと。

### (3) 入学許可予定者発表について

①入学許可予定者発表時、「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えることや出来る限り密にならないようにすることについて、受検者に指示すること。

②いずれの入学者選抜においても、ホームページでの発表はおこなわないこと。

### (4) 高等学校での対応について

生徒・教職員ともに、日ごろよりマスクの着用や手洗い、手指消毒の励行等、インフルエンザ等に対する予防をおこなうこと。

## 【4-2】入学者選抜をおこなうにあたっての留意事項【中学校用】

### (1) 受検会場設営について

①通常の検査場（特別配慮者、遅刻者の別室を含みます。）以外に、以下の特別検査場を準備します。ただし、AとBは可能な限り分けますが、各校の状況によっては同じ検査場となることもあります。

A 体調不良者      B インフルエンザ等罹患者

- ②検査場および控室の人数を 35 人以下を原則としますが、各校の状況によって異なる場合もあります。
- ③検査場および控室は、受検者同士の距離および監督席からの距離を 1 メートル程度確保します。
- ④特別検査場は、受検者同士の距離および監督席からの距離を 2 メートル以上確保します。
- ⑤面接検査場では、受検者同士の距離を 1 メートル程度、面接委員との距離を 2 メートル以上確保します。
- ⑥検査場および控室は、適宜換気をおこないます。（対角にある窓を常時少し開放して換気をおこないます。）
- ⑦実技検査場および更衣室は、状況を見て、必要であれば換気をおこないます。
- ⑧トイレ内は常時換気をおこないます。
- ⑨感染状況に応じ受検者が使用する校舎内適所にアルコール消毒液を設置します。

### (2) 入学許可予定者発表について

- ①入学許可予定者発表時、「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えてください。また、出来る限り密にならないようにしてください。
- ②いずれの入学者選抜においても、ホームページでの発表はおこないません。

### (3) 受検にあたり気をつけていただくこと

- ①日ごろより規則正しい生活や食生活に留意し、万全の体調で臨むようにしてください。
- ②校舎内に入る前の待ち時間および控室や更衣室において、「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えてください。また、出来る限り密にならないようにしてください。
- ③予防としてマスクの着用や手洗い、手指消毒をおこなうようにしてください。